

日本学術振興会 特別研究員遵守事項および諸手続の手引
令和8年度版における主な修正箇所の抜粋（対令和7年度10月改訂版）

項目	修正後	修正前
I-3.	<p>特別研究員の身分</p> <p>(1) 特別研究員は、その採用期間中、原則として特別研究員以外の身分を持つことができません。</p> <p>ただし、以下の①～⑤に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持つことを認めています。</p> <p>① 特別研究員-DCが受入研究機関において大学院生の身分（国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院の学籍を含む。）を持つこと。<u>また、特別研究員-DCが「Ⅲ-12. 特別研究員-DCの海外大学院等正規課程在籍について」に該当する場合において、大学院生等の身分を持つこと</u></p> <p>② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと</p> <p>③ 特別研究員-PD、RPDが受入研究機関において科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の科学研究費助成事業に研究代表者又は研究分担者として応募するための身分（応募資格）を持つこと</p> <p>④ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと</p> <p>⑤ 特別研究員の研究課題に関連する事業内容で起業し、役員等となること（「Ⅶよくある質問」問 1-1 参照）</p>	<p>特別研究員の身分</p> <p>(1) 特別研究員は、その採用期間中、原則として特別研究員以外の身分を持つことができません。</p> <p>ただし、以下の①～⑤に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持つことを認めています。</p> <p>① 特別研究員-DCが受入研究機関において大学院生の身分（国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院の学籍を含む。）を持つこと</p> <p>② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと</p> <p>③ 特別研究員-PD、RPDが受入研究機関において科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の科学研究費助成事業に研究代表者又は研究分担者として応募するための身分（応募資格）を持つこと</p> <p>④ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと</p> <p>⑤ 特別研究員の研究課題に関連する事業内容で起業し、役員等となること（「Ⅶよくある質問」問 1-1 参照）</p>
I-8.	<p>安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）</p> <p>※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。</p>	<p>安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）</p> <p>※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。</p>

<p>外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、交付決定時まで、科研費により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。</p> <p>提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。</p> <p>また、科研費を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付をしないことや交付を取り消す場合があります。</p> <p>※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。</p> <p>経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/ ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター URL: https://www.cistec.or.jp/index.html ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用） URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf 	<p><u>(新 規)</u></p> <p>経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/ ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター URL: https://www.cistec.or.jp/index.html ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用） URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
---	--

II-1.

研究奨励金

(1) 支給金額

現 資 格	研究奨励金 (月額)
DC *令和7年度以前に採用された者	200,000 円
DC *令和8年度に採用された者	227,000 円
PD・RPD	362,000 円

※ 支給金額は今後変更となる可能性があります。

※ 特別研究員-DCの採用最終年次在籍者のうち一定以上の評価をされた者には、上記の奨励金額に加えて研究奨励金特別手当を支給します。(4) 研究奨励金特別手当について (DCの採用最終年次在籍者のみ) 参照)

(略)

(4) 研究奨励金特別手当について (DCの採用最終年次在籍者のみ)

特別研究員-DCの採用最終年次在籍者 (DCからPDに資格変更した方は除く)のうち、一定以上の評価※1をされた方を対象に、採用最終年次に研究奨励金特別手当を支給※2します。詳細は、該当年度の評価対象者に別途事前に通知します。

※1 原則として、DC1は採用開始2年経過後、DC2は採用開始1年経過後に提出される「研究報告書【特別研究員用】<様式5-1>」及び「研究報告書【受入研究者用】<様式5-2>」を用いて本会で評価を行い、対象者を決定します。(III-18. 研究報告書【特別研究員用】・【受入研究者用】について 参照)

※2 研究奨励金特別手当は、採用中断期間を除いた (ただし、研究再開準備支援期間は1ヶ月あたり0.5ヶ月で換算する。) 採用開始日からの月数がDC1は25ヶ月以降、DC2は13ヶ月以降に月額30,000円 (最大12ヶ月分) 支給されます。研究奨励金特別手当は、

研究奨励金

(新 規)

(略)

(3) 研究奨励金特別手当について (DCの採用最終年次在籍者のみ)

特別研究員-DCの採用最終年次在籍者 (DCからPDに資格変更した方は除く)のうち、一定以上の評価※1をされた方を対象に、採用最終年次に研究奨励金特別手当を支給※2します。詳細は、該当年度の評価対象者に別途事前に通知します。(III-16. 研究報告書【特別研究員用】・【受入研究者用】について 参照)

(※1) 原則として、DC1は採用開始2年経過後、DC2は採用開始1年経過後に提出される「研究報告書【特別研究員用】<様式5-1>」及び「研究報告書【受入研究者用】<様式5-2>」を用いて本会で評価を行い、対象者を決定します。

(※2) 研究奨励金特別手当は、採用中断期間を除いた (ただし、研究再開準備支援期間は1ヶ月あたり0.5ヶ月で換算する。) 採用開始日からの月数がDC1は25ヶ月以降、DC2は13ヶ月以降に (月額30,000円 (最大12ヶ月分)) 支給されます。

	<p><u>給与所得として研究奨励金に合算して支給されます。そのため、支給対象期間は研究奨励金特別手当と研究奨励金を合算した額をもとに、所得税額や研究遂行経費額が計算されます。</u></p>	
III-2.	<p>採用後の各種様式の提出について</p> <p>各種様式の提出方法等は、本手引 (61 ページ) の「提出書類の一覧 (提出方法及び提出時期)」を確認してください。<u>(各種様式は、原則、PDF 形式でご提出ください。)</u> なお、本会への事前連絡や受入研究機関を經由せずに特別研究員自身が提出する書類は、【学振マイページ※】から提出してください。【学振マイページ】の ID は、特別研究員の年度受付番号です。また、パスワードについては、本会に登録しているメールアドレスに発行の手続に関する案内が届きますので、各自で手続を行ってください。</p>	<p>採用後の各種様式の提出について</p> <p>各種様式の提出方法等は、本手引 (60 ページ) の「提出書類の一覧 (提出方法及び提出時期)」を確認してください。なお、本会への事前連絡や受入研究機関を經由せずに特別研究員自身が提出する書類は、【学振マイページ※】から提出してください。【学振マイページ】の ID は、特別研究員の年度受付番号になります。また、パスワードについては、本会に登録しているメールアドレスに発行の手続に関する案内が届きますので、各自で手続を行ってください。</p>
III-9.	<p>採用期間中の海外渡航について</p> <p>(1) 海外渡航の事前連絡及び海外渡航届の提出</p> <p>① 海外渡航期間が<u>渡航開始日 (出国日)・渡航終了日 (帰国日) を含め</u> 28 日以上に及ぶ場合、渡航開始日 (出国日) 1 ヶ月前までに【学振マイページ】にて以下を連絡してください。なお、海外渡航の期間が 28 日以上に及ぶ場合、目的が (i) 研究遂行、(ii) 研究指導委託 (DC のみ)、(iii) 国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等 (DC のみ)、<u>(iv) 海外大学院等正規課程への在籍 (DC のみ) (「III-12. 特別研究員-DC の海外大学院等正規課程在籍について」に該当する場合のみ)</u> のいずれかに該当することが必要です。</p> <p>(2) 通算渡航期間の上限</p> <p><u>通算渡航期間の上限は、採用期間の 2/3 です。</u></p> <p>ただし、以下の海外渡航による渡航期間は、通算渡航期間から除外されます。</p> <p>① 特別研究員-DC の「研究指導の委託」、「国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等」、<u>「III-12. 特別研究員-DC の海外大学院等正規課程在籍について」に該当する場合</u></p> <p>② 渡航期間が 28 日未満の海外渡航</p>	<p>採用期間中の海外渡航について</p> <p>(1) 海外渡航の事前連絡及び海外渡航届の提出</p> <p>① 海外渡航期間が 28 日以上に及ぶ場合、渡航開始日 (出国日) 1 ヶ月前までに【学振マイページ】にて以下を連絡してください。なお、海外渡航の期間が 28 日以上に及ぶ場合、目的が (i) 研究遂行、(ii) 研究指導委託 (DC のみ)、(iii) 国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等 (DC のみ) のいずれかに該当することが必要です。</p> <p>(2) 通算渡航期間の上限</p> <p><u>通算渡航期間の上限は、採用期間の 2/3 です。</u></p> <p>ただし、以下の海外渡航による渡航期間は、通算渡航期間から除外されます。</p> <p>① 特別研究員-DC の「研究指導の委託」、「国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等」</p> <p>② 渡航期間が 28 日未満の海外渡航</p> <p>② 雇用 PD 等の海外渡航</p>

	③ 雇用 PD 等の海外渡航	
III-11.	<p>起業について</p> <p>※ 特別研究員自らが役員等の身分を持つことなく、株式所有や出資等により、特別研究員の研究課題に関連する事業を実施する法人に関わることは引き続き可能です。</p> <p>※ 起業に関する費用について、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）から支出することは認められません。</p>	<p>起業について</p> <p>※ 特別研究員自らが役員等の身分を持つことなく、株式所有や出資等により、特別研究員の研究課題に関連する事業を実施する法人に関わることは引き続き可能です。</p> <p><u>(新 規)</u></p>
III-12.	<p><u>特別研究員-DC の海外大学院等正規課程在籍について</u></p> <p><u>特別研究員-DC が海外大学院等の正規課程に在籍することは、以下の①～③の全てに該当すると認められ、受入研究者が承諾する場合に限り可能です。</u></p> <p><u>① 研究遂行のために、当該正規課程に在籍することが必要不可欠であること</u></p> <p><u>② 研究課題の遂行に支障が生じないこと</u></p> <p><u>③ 受入研究機関が、当該正規課程に在籍することを認めていること</u></p> <p><u>海外大学院等の正規課程に在籍する場合、入学前（特別研究員採用開始時にすでに在籍している場合は採用開始時）に受入研究機関を通じて、「海外大学院等正規課程在籍届く様式 5-10」を提出してください。</u></p>	<p><u>(新 規)</u></p>
III-20.	<p>研究遂行経費として計上可能な費目について</p> <p>（私用と分けることができない費用の一例）</p> <p>・ 自宅の家賃等、自宅の水道光熱費、自宅の引っ越し代、<u>携帯電話・スマートフォンの購入費・通信料</u>等、英会話スクールレッスン料等、特別研究員-DC 大学院の入学料・授業料等の学費、保育園の保育料（ただし、学会出席時等の託児等に係る費用は計上が可能）、食事代・懇親会代、特別研究員-DC の所属機関への移動に伴う経費（通学の一環と見なされるため）、所属機関へのタクシー代、駐車場代・駐輪場代（出張に伴って必要な場合を除く。）、通勤に使用するマイカー等（自転車含む）の購入費、維持費（ただし、通勤に係る燃料代は計上が可能）</p>	<p>研究遂行経費として計上可能な費目について</p> <p>（私用と分けることができない費用の一例）</p> <p>・ 自宅の家賃等、自宅の水道光熱費、自宅の引っ越し代、<u>私用にも使用する携帯電話料金等</u>、英会話スクールレッスン料等、特別研究員-DC 大学院の入学料・授業料等の学費、保育園の保育料（ただし、学会出席時等の託児等に係る費用は計上が可能）、食事代・懇親会代、特別研究員-DC の所属機関への移動に伴う経費（通学の一環と見なされるため）、所属機関へのタクシー代、駐車場代・駐輪場代（出張に伴って必要な場合を除く。）、通勤に使用するマイカー等（自転車含む）の購入費、維持費（ただし、通勤に係る燃料代は計上が可能）</p>

＜研究遂行経費の支出報告書の記入例＞						＜研究遂行経費の支出報告書の記入例＞					
番号	支出項目	納品（完了）年月	品名 （詳細を記載 ください）	支出金額	備考	番号	支出項目	納品（完了）年月	品名 （詳細を記載 ください）	支出金額	備考
1	学会関係経費	2026.3	令和7年度○ ○学会 年会 費	10,000		1	学会関係経費	2025.3	令和6年度○ ○学会 年会 費	10,000	
2	各種研究集会等 への参加費	2025.5	○○シンポジ ウム 参加費	50,000		2	各種研究集会等 への参加費	2024.5	○○シンポジ ウム 参加費	50,000	
3	<u>各種研究集会等 への参加費</u>	<u>2025.5</u>	<u>宿泊費（○○ シンポジウ ム）</u>	<u>11,000</u>	<u>開催地○○、○月○日 ～○月○日</u>	3	学術調査に係る 経費	2024.6	書籍購入費(8 冊)	8,624	
4	学術調査に係る 経費	2025.6	書籍購入費(8 冊)	8,624							
<p>② 納品（完了）年月は、物品であれば納品された年月、学会等の参加費は開催年月、学会の年会費等は<u>対象学会年度</u>の最終年月、交通費は定期等の有効期限の最終年月を記載してください。ただし、費用を計上できるのは対象年度内の納品（完了）年月（年度途中の中途辞退を含む採用終了者は採用終了月まで）のものになります。年度を超えた支出の場合、対象年度の3月31日までで日割りして計上ください。</p>						<p>② 納品（完了）年月は、物品であれば納品された年月、学会等の参加費は開催年月、学会の年会費等は<u>対象年度</u>の最終年月、交通費は定期等の有効期限の最終年月を記載してください。ただし、費用を計上できるのは対象年度内の納品（完了）年月（年度途中の中途辞退を含む採用終了者は採用終了月まで）のものになります。年度を超えた支出の場合、対象年度の3月31日までで日割りして計上ください。</p>					
VI-3.	<p>海外特別研究員（採用予約）について</p> <p>令和8年度採用分より、海外での長期間の研究に意欲的な優れた博士人材を強力に支援するため、海外特別研究員（RRAを除く）の申請資格を緩和し、博士課程学生においては「採用予約」として学位取得2年前からの応募ができるようになっていきます。詳細は本会ウェブサイトの海外特別研究員のページ (https://www.jsps.go.jp/j-ab/) をご確認ください。</p>					<p><u>(新規)</u></p>					
VI-9.	<p>成果発表</p> <p>学術雑誌等で研究成果を発表する場合は、本会の特別研究員である旨を明記してください。明記の例は下記のとおりです。なお、本会は、研究成果に関するプレスリリース等は</p>					<p>成果発表</p> <p>学術雑誌等で研究成果を発表する場合は、本会の特別研究員である旨を明記してください。明記の例は下記のとおりです。なお、本会は、研究成果に関するプレスリリース等は</p>					

	<p>行いません。</p> <p>例) 1. (独) 日本学術振興会特別研究員 PD</p> <p>2. 日本学術振興会特別研究員 PD (〇〇大学大学院〇〇研究科)</p> <p>3. ◇◇大学大学院◇◇研究科・日本学術振興会特別研究員 DC</p> <p>4. <u>Graduate School of △△, △△ University</u> (Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science (略称: JSPS Research Fellow))</p>	<p>行いません。</p> <p>例) 1. (独) 日本学術振興会特別研究員 PD</p> <p>2. 日本学術振興会特別研究員 PD (〇〇大学大学院〇〇研究科)</p> <p>3. ◇◇大学大学院◇◇研究科・日本学術振興会特別研究員 DC 等</p> <p>4. Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science (略称: JSPS Research Fellow)</p>
VI-11.	<p>個人情報の取扱い</p> <p>採用手続中又は採用期間中に提出する書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行※のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。<u>ただし、特別研究員の受入研究機関から採用中の特別研究員について照会があった場合は、情報提供を行うことがあります。</u></p>	<p>個人情報の取扱い</p> <p>採用手続中又は採用期間中に提出する書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行※のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。</p>
	<p>問1-1 特別研究員以外の身分を得ることはできないのか。</p> <p>回答 原則として、特別研究員に採用中の間は、他の身分(例:報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等)を持つことはできません。ただし、以下の①～⑤に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持つことを認めています。</p> <p>① 特別研究員-DC が受入研究機関において大学院生の身分(国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院の学籍を含む。)を持つこと。<u>また、特別研究員-DC が「Ⅲ-12. 特別研究員-DC の海外大学院等正規課程在籍について」に該当する場合において、大学院生等の身分を持つこと</u></p>	<p>問1-1 特別研究員以外の身分を得ることはできないのか。</p> <p>回答 原則として、特別研究員に採用中の間は、他の身分(例:報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等)を持つことはできません。ただし、以下の①～⑤に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持つことを認めています。</p> <p>① 特別研究員-DC が受入研究機関において大学院生の身分(国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院の学籍を含む。)を持つこと</p>
	<p><u>問1-9 研究遂行に必要な不可欠であるため海外大学院の正規課程に在籍することを検討しているが、海外大学院の在籍期間は、受入研究機関の大学院博士課程を休学する必要がある。このような場合、特別研究員の身分を継続したまま海外大学院に在籍することは可能か。</u></p> <p><u>回答 特別研究員-DC が受入研究機関の大学院博士課程を休学する場合(出産、育児、</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

<p><u>傷病による採用中断期間中を除く）は、特別研究員の採用を終了することとなっているため、不可です。（Ⅲ-1 2. 特別研究員-DC の海外大学院等正規課程在籍について 参照）</u> <u>（Ⅲ-1 5. 中途辞退について 参照）</u></p>	
<p>問3-1 研究遂行経費としての支出が当該年度の研究奨励金額の3割未満であった場合はどうなるのか。</p> <p>回答</p> <p><研究遂行経費としての支出が当該年度の研究奨励金額の3割未満であった場合（追徴課税あり）の例></p> <p>◆追徴税額（納付税額）の計算方法（令和8年度に採用2年目の特別研究員-DC1が支出報告額を「480,000円」と報告した場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究奨励金（1年度分合計額）：200,000円/月×12ヶ月 = 2,400,000円・・・① ・①の3割相当額：①×0.3 = 720,000円・・・② ・研究遂行経費の支出報告額：480,000円・・・③ ・追徴課税対象：②－③ = 240,000円・・・④ ・追徴税額（納付税額）：④×税率10.21%※ = 24,504円 <p>※ 終了者・辞退者に対し、追徴課税を行う場合の税率です。</p> <p>この場合、『<u>賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表</u>』における乙欄の税率となる点に留意が必要です。</p> <p>乙欄の税率で追徴課税を受けた場合は、ご自身で確定申告を行うことで、税金の還付を受けられる場合があります。</p>	<p>問3-1 研究遂行経費としての支出が当該年度の研究奨励金額の3割未満であった場合はどうなるのか。</p> <p>回答</p> <p><研究遂行経費としての支出が当該年度の研究奨励金額の3割未満であった場合（追徴課税あり）の例></p> <p>◆追徴税額（納付税額）の計算方法（採用1年目の特別研究員-DCが支出報告額を「480,000円」と報告した場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究奨励金（1年度分合計額）：200,000円/月×12ヶ月 = 2,400,000円・・・① ・①の3割相当額：①×0.3 = 720,000円・・・② ・研究遂行経費の支出報告額：480,000円・・・③ ・追徴課税対象：②－③ = 240,000円・・・④ ・追徴税額（納付税額）：④×税率10.21%※ = 24,504円 <p>※ 終了者・辞退者に対し、追徴課税を行う場合の税率です。</p> <p>この場合、『<u>給与所得の源泉徴収税額表</u>』における乙欄の税率となる点に留意が必要です。</p> <p>乙欄の税率で追徴課税を受けた場合は、ご自身で確定申告を行うことで、税金の還付を受けられる場合があります。</p>